

# 沖縄工業高等専門学校学生寮管理運営規則

	平成16年4月1日
	規則第19号
改正	平成19年3月30日
	規則第7号
	平成21年3月18日
	規則第10号
	平成21年7月15日
	規則第14号
	平成25年8月7日
	規則第14号
	平成27年2月18日
	規則第9号
	平成28年2月25日
	規則第2号
	平成28年9月14日
	規則第22号
	平成31年2月13日
	規則第1号
	令和2年2月12日
	規則第1号
	令和3年3月17日
	規則第5号
	令和3年7月21日
	規則第22号
	令和3年8月18日
	規則第27号
	令和3年11月30日
	規則第28号
	令和4年7月20日
	規則第11号
	令和5年12月13日
	規則第11号

## (趣旨)

第1条 この規則は、沖縄工業高等専門学校学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第69条第3項の規定に基づき、学生寮の管理運営について、その円滑かつ適正な運用を図るため必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 学生寮は、沖縄工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教育施設であって、学生に対して学校生活への適応を促進するとともに、共同生活を営むことにより友情、互助、寛容等の精神を養い、人間的成長を助長することを目的とする。

## (遵守義務)

第3条 寮生は、本校の諸規則、寮生心得及び教職員の指示に基づき行動しなければならない。

(管理運営)

第4条 学生寮の管理運営責任者は、校長とする。

- 2 寮務主事は、校長の命を受け、学生主事と常に緊密な連絡を保ち、寮務主事補の協力を得て学生寮における教育及び生活指導の業務を掌理する。
- 3 学生寮の管理運営に関する事務は、事務部の所掌とする。

第5条 学生寮の管理及び寮生の生活指導を行うため、学生寮に宿日直を行う教職員または学生寮指導員を置く。

第6条 寮生の日常生活の世話及び相談に対処するため、学生寮に学生寮指導員を置く。

第7条 学生寮に指導寮生を置く。

- 2 前項に規定する指導寮生の選考、任期等については、別に定める。

(委員会)

第8条 学生寮の管理運営に関し具体的事項を審議するため、沖縄工業高等専門学校運営組織規則第12条第2項に基づき、沖縄工業高等専門学校学生寮委員会（以下、学生寮委員会という。）を置く。

- 2 学生寮委員会に関する事項は、別に定める。

(入寮)

第9条 本科第1学年及び第2学年に在籍する学生のうち入寮を希望する学生（入学又は進級により当該学年に在籍することを許可された者を含む。）は、当該学年に在籍する間は入寮することができるものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、第1学年及び第2学年に在籍する学生のうち、年度の中途において入寮を希望する学生は、入寮希望時点において入寮人員に欠員がある場合に限り当該学年に在籍する間は入寮することができるものとする。
- 3 第1項から第2項及び第4項に規定する入寮を希望する学生は、入寮誓約書（様式第1号）及び入寮願・継続願（様式第2号）を校長に提出しなければならない。
- 4 本科第3学年以上に在籍する学生及び専攻科に在籍する学生（進級又は入学により当該学年又は専攻科に在籍することを許可された者を含む。）のうち入寮を希望する学生の入寮の許可については、選考のうえ校長が決定する。
- 5 入寮選考に関する事項は、別に定める。

(在寮期間)

第10条 入寮を許可された者の在寮期間は4月1日から翌年3月31日までとする。

(入寮時期)

第11条 入寮時期は、原則として学年の始めとする。

(退寮)

第12条 退寮を希望するときは、退寮予定日の30日前までに、保護者等連署の退寮願（様式第4号）を寮務主事を経て、校長に提出し許可を受けなければならない。

- 2 学則第15条に規定する長期休業期間に限る退寮は認めない。
- 3 第9条第5項に規定する入寮選考を経て、年度を超えて引き続き在寮が出来なくなった者

には、退寮願（様式第4号）の提出を求めないものとする。

第13条 寮生が次に掲げる各号の一に該当するときは、校長は退寮、謹慎、寮務主事注意の処分を命ずることがある。

- (1) 学則、沖縄工業高等専門学校学生準則（以下「学生準則」という。）その他諸規則に違反したとき
  - (2) 第14条及び第15条に定める経費を2月以上納入しなかったとき
  - (3) 疾病その他の事由により、保健衛生上、共同生活に適しないと認めるとき
  - (4) 在寮許可期限を超えるとき
  - (5) 休学を許可されたとき、又は退学（除籍を含む。）若しくは停学を命ぜられたとき
  - (6) 共同生活の秩序又は風紀を乱す行為のあったとき
  - (7) 違反行為による累積点数が規定のポイントを越えたとき
  - (8) その他学生寮の管理運営上著しく支障をきたす行為のあったとき
- 2 前項のいずれかの行為による処分のほか、この規則等に違反する行為を行った寮生の処分は別に定める。

（寄宿料及び諸経費）

第14条 寮生は、定められた寄宿料月額を毎月納入しなければならない。ただし、3月分については、前月に納入するものとする。

- 2 寄宿料は、入寮の日の属する月から退寮の日の属する月までの分を納付しなければならない。
- 3 既納の寄宿料は、還付しない。
- 4 寄宿料免除については、沖縄工業高等専門学校入学料、授業料等の免除及び徴収猶予並びに寄宿料の免除に関する規程（平成16年規程第9号）の定めるところによる。

第15条 寮生は、本校の定める学生寮生活に必要な経費（給食費及び寮管理費等）を所定の期日までに納入しなければならない。

（寮生会）

第16条 学生寮に、全寮生で構成する寮生会を置く。

- 2 寮生会は、寮務主事の指導のもとに、寮生の自主的活動を通じて共同生活の自治能力を養い、学生寮の目的達成に資することを目的とする。
- 3 寮生会の規約を制定又は改廃しようとするときは、寮務主事を経て、校長の承認を受けなければならない。
- 4 寮生会活動の遵守すべき事項については、学生準則第23条の規定を準用する。
- 5 寮生会が学生寮の設置目的を逸脱し、又は管理運営に支障を生ずるおそれがあるときは、校長は寮生会の解散又は役員を交替させることがある。

（組織、集会及び掲示）

第17条 寮生が、寮生会以外の団体を結成しようとする場合は、学生準則第27条及び第28条の規定を準用する。

第18条 寮生が、学生寮内又は学生寮外において集会を行おうとする場合は、予め寮務主事の許可を受けなければならない。その場合の実施に関しては寮務主事の指示による。

- 2 集会責任者は、集会終了後速やかに寮務主事に経過を報告しなければならない。
- 3 集会の内容が学校の教育方針に反する場合は、寮務主事はこれを中止させることがある。

第19条 寮生が学生寮内に掲示物を掲示しようとする場合は、寮務主事の許可を受けなければならない。

2 掲示の場所、期間及び様式は、寮務主事の指示に従わなければならない。

3 掲示責任者は、掲示期間満了後速やかに掲示物を撤去しなければならない。

4 寮生以外の者が学生寮内に掲示物の掲示を希望する場合は、寮務主事の許可を受けなければならない。

(施設保全及び注意義務)

第20条 寮生は、居室、共同施設、その他学生寮の施設、設備及び備品を常に正常な状態において保全することに努めなければならない。

2 故意又は過失により施設、設備及び備品を滅失、毀損又は汚染したときは、その原状に回復するか、それに要する経費を弁償しなければならない。

3 寮生は、所持品の管理を行うとともに、定められたもの以外のものを持ち込んではいない。

4 盗難その他の事故が発生した場合は、速やかに寮務主事に届け出なければならない。

第21条 寮生は、火災その他の災害防止について、常に細心の注意を払うとともに、学校が行う防火訓練その他災害防止対策等に参加しなければならない。

(健康保持及び環境整備)

第22条 寮生は、各自健康の維持及び増進を図るよう努めなければならない。

2 校長が必要と認めたときは、寮生に対して健康診断又は予防接種を実施することがある。

第23条 寮生は、学生寮内外の清掃を実施し、清潔整頓を旨とし、快適な環境の保持に努めなければならない。

(生活区域)

第24条 寮生は、お互いに異性の学生寮生活区域（寮務主事が別に指示する。）に立ち入ってはならない。

2 寮生が、前項に掲げる区域に立ち入る必要が生じたときは、沖縄工業高等専門学校学生寮委員会規定第3条に規定する委員を含む寮務関係の教職員に申し出て、その指示に従わなければならない。

(雑則)

第25条 寮外者が寮生との面会或いは見学等のため学生寮内に立ち入りを希望する場合は、寮務主事又は前条第2項に規定する委員の許可を受け、その指示に従わなければならない。

第26条 寮生以外の者は、校長が許可したときを除き学生寮の施設、設備及び備品を利用することはできない。

第27条 教職員は、指導又は管理上必要があるときは寮生の居室に入室することができる。

第28条 学生寮は、学則第15条に規定する長期休業期間中は閉鎖する。ただし、特別の理由により校長が許可したときは、この限りでない。

第29条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平19.3.30規則第7号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平21.3.18規則第10号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平21.7.15規則第14号）

この規則は、平成21年7月15日から施行する。

附 則（平25.8.7規則第14号）

この規則は、平成25年8月7日から施行する。

附 則（平27.2.18規則第9号）

この規則は、平成27年2月18日から施行する。

附 則（平28.2.25規則第2号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平28.9.14規則第22号）

この規則は、平成28年9月14日から施行する。

附 則（平31.2.13規則第1号）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 入寮免除に係る申合せ（平成25年8月7日制定）は廃止する。

附 則（令 3.3.17規則第5号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令 3.7.21規則第22号）

この規則は、令和3年7月21日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令 3.8.18規則第27号）

この規則は、令和3年8月18日から施行する。

附 則（令 3.11.30規則第28号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令 4.7.20規則第11号）

この規則は、令和4年7月20日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令 5. 12. 13 規則第 11 号）

- 1 この規則は、令和 5 年 12 月 13 日から施行する。
- 2 この規則の施行前に発生した処分対象行為については、なお従前の例による。